

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 7 月 1 日

(案件名)「全世界 2020 年度案件別外部事後評価:パッケージ I -3(QCBS)」

(公示日:2020 年 6 月 10 日/公示番号:20a00174)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.20 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案 2)業務従事者構成案 ①業務主任者/プロジェクト評価 1(3号)	本事後評価パッケージでは、業務主任者の格付け想定が 3 号とされています。案件別事後評価の業務主任者は昨年までは全て 2 号でした。他方、本業務の業務内容は、一見したところ、昨までの案件別事後評価と大差なく、格付けが下がる理由がよく理解できません。昨年までと比べて、業務内容がどのように変わったことを根拠に業務主任者の格付けが下がったのか、ご教示ください。	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」別添資料 5 に記載のとおり、一般的な評価業務の業務主任者の格付けは 3 号となっています。これまで、調査手法等についてプロポーザルで提案する形としていたため、「高度な分析を伴う」評価業務と整理し、2 号としていました。今般、簡易型評価等の導入やより幅広く評価業務に参入できるようにする観点から、調査範囲等をあらかじめ提示し、プロポーザルでの提案要素を少なくすることで、一般的な評価業務と位置付けました。なお、一体評価や詳細分析を含む場合、難易度が高いと想定される案件の評価等の場合は、引き続き業務主任者の格付けは 2 号としています。
2	P.20 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託 P.22	本業務については、現地再委託は想定されていないものの、 <u>一部業務内容</u> を現地再委託する場合は応札者のプロポーザルでの提案が認められています。「一部業務内容」の指す範囲の制約はないのでしょうか。例えば、P.22 で指示され	再委託する業務の制限は設けません。ただし、ランサム契約であっても問題ありませんが、下記質問 3 への回答のとおり、定額計上の部分には現地調査補助員の日当・宿泊費は含みません。

	5.見積書作成にかかる留意事項 (3)	ている定額計上の部分(特殊傭人費・車両借上げ費・旅費交通費)の範囲全部ということも可能でしょうか?その場合は、この部分はすべて各国別にランプサム契約でもよいと理解しますが、その理解で相違ないでしょうか。	
3	P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)	定額計上が求められている「旅費・交通費」については、業務従事者と現地調査補助員(特殊傭人)の両方の現地調査国の国内航空運賃および現地補助員の日当・宿泊費の両方が含まれているという想定でしょうか。	定額計上を求める「旅費・交通費」については、業務従事者、現地調査補助員の国内航空賃を想定しており、現地調査補助員の日当・宿泊は含まれません。
4	P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)	特殊傭人費・車両借上げ費・旅費交通費の見積もりは定額を計上するように指示されていますが、プロポーザルで提案した作業を実施するための見積額が定額を超える場合、契約交渉により金額の追加を再検討して頂ける余地があるのでしょうか。それとも、JICA が提示した金額の範囲で納めることを前提として、プロポーザルで提案する必要があるのでしょうか。ご教示ください。	(優先契約交渉権者となった場合は)契約交渉において、積算根拠を確認の上、検討させていただきます。
5	P.14 3. 実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲 P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)	現地調査補助員(特殊傭人)のコロナウイルスの感染対策の費用の計上・精算は認めていただけなのでしょうか。 また、調査対象国の今後のコロナウイルスの蔓延の状況により、業務従事者の渡航が延期となり、その部分を業務従事者の遠隔操作により現地補助員が実施する必要が生じた際の追加費用について、今回のプロポーザルの見積書に	現地調査補助員(特殊傭人)のコロナウイルスの感染対策の費用については、契約交渉時に対策内容、積算根拠等について確認・合意させていただきます。合意した額を追加して契約を締結しますので、現段階での計上は不要です。 今後のコロナウイルスの蔓延の状況により、業務従事者の渡航が延期となった場合は、その時点で今後の調査方針を検討の上、必要に応じで変

		は含めず、そのような事態が将来的に生じた際に変更契約で対応していただけるという理解で相違ないでしょうか。プロポーザル時点で、別見積書で作成して提案することは不要でしょうか。	更契約を行いますので、プロポーザル提出時の別見積書作成は不要です。
6	P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (5)	航空賃はクラス変更しても合意単価での精算が可能でしょうか。それともクラス変更の場合は、合意単価を上限とする実支出の精算となりますか。	航空賃はクラス変更しても合意単価での精算が可能です。
7	P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (5)	航空賃の経路変更の場合は合意単価での精算ではなく、合意単価を上限とする実支出の精算とのことですが、 (1)アメリカ経由のうち都市が変更となった場合は経路変更による実支出精算になりますか。 (2)アメリカ経由をメキシコ経由とした場合は経路変更による実支出精算になりますか。 (3)複数業務の連続実施等による往路と復路の業務間折半が発生する場合、出発地または帰着地が異なることになるため、経路変更による実支出精算となりますか。それとも往路なり復路なりの精算対象経路が同一であれば「合意単価の半額」での精算等が可能ですか。	(1)及び(2) 複数の経由地パターンがあることを考慮して契約交渉にて合意単価を設定することも可能です。 (3)契約した経路にて、往路又は復路を他業務と折半することとなった場合は、渡航回数を 0.5 として算定します。
6/17 回答済み			
8	P.14 3. 実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲	6月17日付の本業務に関する質問(通番号5)に対する貴機構の回答においては、「今後のコロナウイルスの蔓延の状況により、業務従事	ご質問の点はパッケージ I -1 および6で回答している「業務実施の基本方針にある渡航延期の場合の追加費用については、別見積もりにて計上し

	<p>P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)</p>	<p>者の渡航が延期となった場合は、その時点で今後の調査方針を検討の上、必要に応じて変更契約を行いますので、プロポーザル提出時の別見積書作成は不要です。」となっております。</p> <p>他方、現在公示中の事後評価業務パッケージ I-1 および I-6 の類似の質問(通番号4)に対する貴機構からの回答は、「業務実施の基本方針にある渡航延期の場合の追加費用については別見積もりにて作成して下さい。」と書かれております。</p> <p>本パッケージに関しては、別見積書を作成不要という理解でよろしいでしょうか、確認までよろしくお願いたします。</p>	<p>て下さい。」という内容は、渡航延期に関する提案がなされることが前提となっております。</p> <p>一方で、本業務(I-3)の通し番号 5 の質問回答は、業務従事者の渡航が延期となり、その部分を業務従事者の遠隔操作により現地補助員が実施する必要が生じた場合に対しての回答であり、渡航延期に関する提案は行われたい前提となりますので趣旨が異なる点についてご理解頂ければと考えます。</p>
<p>9</p>	<p>P.14 3. 実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲</p>	<p>事業サイトが複数・広範囲にわたるため、すべての事業サイトの訪問が現実的でない場合、情報収集について「関係者の招へい」による実施の提案も可能であることが述べられています。もし、関係者の招へいの提案をする場合、関係者の交通費、日当・宿泊等の費用については、価格見積書に入れるのか、あるいは別見積書として作成することになるでしょうか。</p>	<p>本件につきましては、価格見積書に含めてください。</p>
<p>10</p>	<p>P.14 3. 実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲 2)ブラジル:地域警察活動普及プロジェクト</p>	<p>原則全サイト(ブラジリア連邦区、サンパウロ州、ミナスジェイラス州、リオグランデスル州、バイア州、エスピリサント州、ゴイアス州、サンタカタリーナ州)の現状把握をするとされています。</p> <p>公表されている事前評価資料をみますと、サ</p>	<p>申し訳ありません。改めて確認したところ、対象州は以下のとおり整理されておりましたので改めて記載します。</p> <p>メイン C/P:ブラジリア連邦区 IDS 対象州:バイア、エスピリサント、ゴイアス、サ</p>

		<p>イトは、ブラジリア、モデル州(サンパウロ、ミナスジェライス、リオグランデスル)、Intensive Dissemination States (IDS)として特に重点的にモデル州の経験の普及を行うとして 8 州あげられています。「全サイト」と述べられている州とIDS の 8 州を比較すると、リオ・デ・ジャネイロ、パラナ、アマゾン州の 3 州は含まれていません。「全サイト」と述べられている州の定義はどの範囲を指すでしょうか。また、これら 3 州を全サイトから除いている理由があれば、ご教示いただきたくよろしくお願いいたします。</p>	<p>ンタカタリナ、パラナ、ペルナンブッコ、アマゾナス合わせて 8 州となります。</p> <p>事前評価表に記載のあるリオ・デ・ジャネイロは、その後相手国機関との協議により対象州からは外れております。</p>
11	<p>P.22 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)</p>	<p>6月17日付質問回答 No.3に「定額計上を求める『旅費・交通費』については、業務従事者、現地調査補助員の国内航空賃を想定しており、現地調査補助員の日当・宿泊は含まれません」との回答があります。「現地調査補助員の日当・宿泊費」の見積への計上は必要でしょうか？見積りに計上する必要がある場合、「旅費交通費」として、定額計上分とは別に計上するとよろしいでしょうか？あるいは別見積りとして計上すべきでしょうか？(本件では首都以外の現地踏査や情報収集が予定されていることから、現地調査補助員の日当・宿泊費が発生するものと想定し質問いたします)</p>	<p>日当・宿泊料が必要な場合は、別見積りとはせず本見積りに計上願います。</p>
6/30 回答済			

12	<p>P.22 5. 見積書作成に係る留意事項 (3)</p>	<p>定額計上等の指示がある一方、見積内数として追加する指示もあります。 以下は見積内数として追加する費目でよろしいですか。 旅費・交通費 資料等翻訳費 雑費 更に、別パッケージでは定額計上費目でも、不足の場合は、定額を上回る額を提案することも可能との回答もございます。 定額計上指示のご趣旨はなんでしょうか。</p>	<p>旅費・交通費のうち、補助員の日当・宿泊費は見積内数ですが、国内航空賃は定額計上となります。 定額計上とした趣旨は、当該費目については現段階での精緻な見積計上が困難であることと、当該費目については価格競争の対象外としたい為です。</p>
13		<p>本パッケージ質問4への回答において、定額計上費目が不足する提案をした場合でも、仮に契約交渉順位 1 位となった場合は、金額上乘せ検討の余地があるとしております。価格競争がある中では、プロポーザルにおいて(例えば想定単価がより高い等)定額を超える提案をする場合でも、 ①見積書では定額計上しつつ、契約交渉でご相談、 ということなのか、 ②そもそも見積書の内数として定額を超える金額を定額指示の費目についても計上しないと検討いただけない、 ということなのか、どちらになりますか。 あるいは、</p>	<p>定額を超える提案をいただく場合は②とし、見積書にも含めてください。</p>

		③契約交渉において、見積総額の範囲内(一般業務費内?あるいは全費目内?)の中でやりくりするということになりますでしょうか。	
14		<p>一般業務費内の費目間流用は QCBS でも可能でしょうか。</p> <p>合意単価が原則の車両費は不可能という理解ですが、正しいですか。</p> <p>他方、実支出精算を想定している費目間であれば流用は可能でしょうか。</p>	<p>費目間流用の打合簿にて、一般業務費の内、実支出精算の費目間流用は可能です。また、合意単価の費目間流用はできません。</p>

以上